

# 羽

幌町地域防災計画は、昭和45年に策定され、平成2年に一部修正されており、平成5年の北海道南西沖地震、平成7年の阪神・淡路大震災等、度重なる災害が発生している状況や、様々な特殊災害等に対応するための修正が必要となり、平成12年より避難場所の変更や、地震・津波対策及び流出油対策など、北海道地域防災計画と整合性を図ることを修正の基本方針とし、作業に取りかかりました。

その後、修正案について北海道と事前協議を行ってきましたが、本年3月2日に協議が終了し、5月13日開催の羽幌町防災会議で「羽幌町地域防災計画」の修正が承認決定されました。

今月の広報はほろでは、町民の皆様と直接関係する部分と災害に際し、皆様に協力をお願いする事項等、その概要をお知らせいたします。

なお、冊子版の「羽幌町地域防災計画」は、ホームページに全文掲載しているほか、役場総務課各支所に備えてありますので、そちらで内容をご覧くださいことができます。



まだ記憶に新しい平成16年の台風18号被害は、町内に深い爪痕を残し、私たちの防災への意識を再認識させるものでした。



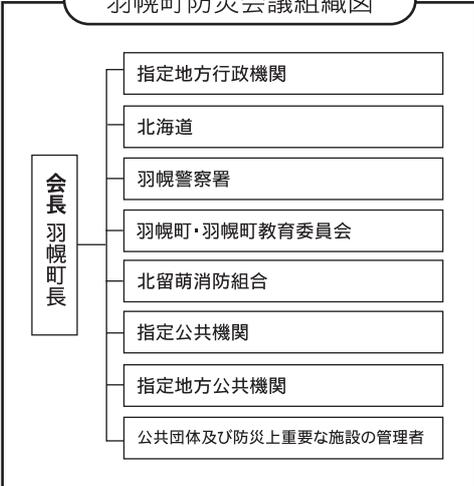
## Chapter 01 地域防災計画とは？

### 町民の皆さんの生命、身体及び財産を守る ことが目的です

羽幌町地域防災計画とは、災害対策基本法及び羽幌町防災会議条例に基づき、羽幌町長を会長とする「羽幌町防災会議」が定めるものです。

また、国の「防災基本計画」、道の「北海道地域防災計画」と連携した地域計画です。この計画は、本町の区域に係る防災に關し、予防・心算及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護し、本町防災の万全を期することを目的としています。

#### 羽幌町防災会議組織図



# もう一度防災について考えてみる

# 「自らの身の安全は 自らが守る」ことが 防災の基本です

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本です。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

防災計画の全ての前提は、災害の想定にあります。どのような災害を想定するかということが、防災のスタートとなります。羽幌町で想定しなければならぬ災害は、概ね、「地震、津波、風水害、火災」といえます。

大規模な災害、特に巨大な地震災害への対応は、防災関係機関だけの対応では限界があります。防災関係機関自身も被災してしまい、災害への対応をマイナスのスタートラインから始めなければならぬからです。そのためには、防災関係機関、企業、民間団体さらには住民が、防災対策という枠組の中で、網の目のようにしっかりと手と手を繋ぎ、災害時に対応できるという緊密な関係を日常的に構築しておくことが必要です。

こうしたネットワークの構築のため、様々な機関や団体、個人が参加する防災訓練の実施や各種の広報活動などを進めていきます。

## 事業者の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとします。

### 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアルを作成する
- ② 防災体制を整備する
- ③ 防災訓練及び従業員等に対する防災教育を実施する

### 災害時の備え

- ① 事業所の被災状況を把握する
- ② 従業員及び施設利用者へ災害情報を提供する
- ③ 施設利用者を避難誘導する
- ④ 従業員及び施設利用者を救助する
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策を行う
- ⑥ ボランティア活動への支援等、地域へ貢献する



## 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとします。

### 平常時の備え

- ① 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する
- ② 地域における災害の危険性を確認する
- ③ 建物の補強、家具の固定をする
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する
- ⑤ 飲料水や消火器の用意をする
- ⑥ 非常食用料、救急用品、非常持出用品を準備する
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する
- ⑧ 隣近所と災害時の協力について話し合う
- ⑨ 災害弱者（高齢者、病弱者等）への配慮を心がける
- ⑩ 自主防災組織の結成

### 災害時の備え

- ① 地域における被災状況を把握する
- ② 近隣の負傷者、災害弱者の救助を行う
- ③ 初期消火活動等の応急対策を行う
- ④ 避難場所での援護活動に参加する
- ⑤ 防災関係機関の活動へ協力する
- ⑥ 自主防災組織の活動を行う



特集 |

# 羽幌町地域防災計画の修正から、



## 町民の皆さんに災害対策活動の協力を要請します

災害時において災害応急活動など円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により必要と認められた場合は、町内会及び各種団体等住民組織に対し、災害対策活動の協力を要請します。

### 協力要請先

要請先は、町内会、婦人団体、青年団体、産業団体青年婦人部、日赤奉仕団等としています。

### 地区別情報等の連絡責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置くものとし、「この「地区別情報等連絡責任者」は町内会長とします。

町内会長は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとします。

また、災害の規模、内容や緊急の度合いにもよりますが、役場等から住民への周知伝達をお願いすることもあります。

### ■ 協力をお願いする内容

- 災害時における住民の避難誘導、救出及びり災者の保護に関すること
- 緊急避難のための避難場所及びり災者の収容のための避難所の管理運営に関すること
- 災害地の公共施設等の保全に関すること
- 災害情報の収集と本部への連絡に関すること
- 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- 避難所内での炊き出し及びり災者の世話に関すること
- 災害箇所の応急措置に関すること
- 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること
- 義援金品の募集及び整理に関すること
- 救援物資の支給、清掃及び防疫に関すること
- その他救助活動で本部長が協力を求めた事項



## 「自分たちの地域は自分たちで守る」

Chapter 04 自主防災組織の育成

大災害が発生した場合、公共の防災機関は総力をあげて応急対策を行います。が、すべての地域に対応することは困難となります。

例えば、道路が不通になり、ライフライン（生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信等のネットワークシステム）が寸断されたり、同時多発的な火災や家屋倒壊、水道管の破損や停電などが発生すると活動が制限され、災害対応能力が大きく低下する反面、被災者への食料や生活物資の配分、避難所の管理等の様々な行政需要が発生することが予想されます。

したがって、災害から身体と財産を守り、被害を最小限に食い止めるには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という

信念と連帯のもとに、地域住民が団結し組織的に行動することが大切です。

「自主防災組織」はそのような地域の活動を効果的に行うための組織です。

### 地域住民による自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のことを言います。具体的には、平常時は防災訓練や広報活動など、災害時には初期消火救出救護、避難誘導など、自発的な活動を行い、地域の被害軽減を図ります。

### 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、建物全体で一体的な防火防災の安全対策を確立し、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めます。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めます。

### 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておきます。（下表参照）

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じた点に留意します。

- ① 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう町内会や方面区毎の規模で編成する。
- ② 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛防災組織と連携を密にする。

◆羽幌町では、今後自主防災組織の育成に努める予定です。ご協力のほどよろしくお願ひします。

表：町内会、方面委員等を例とした自主防災組織のかたち

タイプ	重複型 (町内会等と兼務する)	内部組織型 (町内会等の下部組織)
説明	町内会等の組織をそのまま自主防災組織に兼ねさせる。	町内会等の下に、別に自主防災部門をつくる。
役員構成	町内会等の代表者、役員が兼務する。	町内会等役員とは別に、独自に役員を選ぶ。

# お近くの避難場所 と避難所をご確認 ください

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命若しくは身体を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域住民に対し、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、あるいは指示し、若しくは避難所を開設します。  
(下表参照)

## 避難勧告

災害が発生または発生する恐れがある場合に、町長がその地域の住民に避難を勧めたり、促す行為です。

## 避難指示

災害による危険が目前にせまっている場合に、町長がその地域の住民を、避難のために立ち退かせる行為を言います。避難勧告よりも拘束力が強いものです。

発令された時は、次の行動をとってください。

・火の始末、戸締りを確認して、避難場所(避難所)へ避難してください。

・非常持出品を持参して避難場所(避難所)へ避難してください。

また、次の方法で伝達されます。

## 放送による伝達

テレビ、ラジオを利用して情報伝達します。なお、気象庁より大津波警報が出された場合には「避難指示」、津波警報が出された場合には「避難勧告」が、自動的にNHKのテレビ・ラジオより放送されます。

## 広報車による伝達

町、消防機関等の広報車を利用し、危険地区を集中的に巡回して伝達します。(雨戸を閉めたりしていると聞こえない時もありますので、周辺の様子をよく確認しましょう)

## インターネットによる伝達

羽幌町ホームページからライフラインの情報などを伝達します。



## 避難場所

羽幌小学校グラウンド	南5条5丁目
南町運動広場	南町1番地
レストパークはぼろ	南7条3丁目
羽幌高等学校グラウンド	南町8番地
羽幌町スポーツ公園	栄町251番地
リバーサイド公園	北5条1丁目
羽幌中学校グラウンド	北5条3丁目
旧中央小学校校庭	字中央619番地
旧朝日小学校校庭	字朝日29番地
旧光洋小学校校庭	字汐見317番地
旧幌北小学校校庭	字上築613番地
旧曙小学校校庭	字曙140番地
天売弁天展望台	天売字弁天
天売小中学校グラウンド	天売字和浦
焼尻小学校グラウンド	焼尻字豊崎
焼尻中学校グラウンド	焼尻字豊崎
焼尻総合グラウンド	焼尻字緑ヶ丘

## 避難所

築港集会所	港町1丁目
羽幌保育園	南2条1丁目
幸町コミュニティセンター	港町6丁目
幸町南集会所	幸町53番地
老人憩の家(四条集会所)	南4条4丁目
羽幌小学校	南5条5丁目
羽幌町武道館	南6条4丁目
羽幌町立中央公民館	南6条2丁目
南町集会所	南町16番地
羽幌高等学校	南町8番地
栄町南集会所	栄町175番地
栄町コミュニティセンター	栄町101番地
北町集会所	北町55番地
川北地区青少年育成センター	北3条4丁目
羽幌中学校	北5条3丁目
幸陽館	南4条1丁目
羽幌町総合体育館	字朝日1812番地
寿町集会所	寿町2番地
寿生活改善センター	寿町178番地
中央集会所	字中央623番地

平集会所	字平191
上羽幌集会所	字上羽幌150番地
朝日集会所	字朝日393番地
高台地区集会所	字高台400番地
築別集会所	字築別67番地
築別老人寿の家	字築別416番地
上築西集会所	字上築115番地
上築中央集会所	字上築265番地
上築東集会所	字上築424番地
曙生活館	字曙139番地
雇用促進住宅集会所	栄町93番地
天売へき地保健福祉館	天売字弁天
天売総合研修センター	天売字和浦
天売小中学校	天売字和浦
天売ちびっこランド	天売字和浦
焼尻生活館	焼尻字東浜
焼尻総合研修センター	焼尻字東浜
焼尻へき地保健福祉館	焼尻字豊崎
西浦コミュニティセンター	焼尻字西浦
焼尻小学校	焼尻字豊崎

## ご家庭や地域での 防災対策にお役立 てください

昨年の台風18号の襲来や留萌支庁南部を震源とする地震の経過を踏まえ、町民の皆様ひとりひとりが地域の防災に関心を持ち、災害に対する知識を深めるとともに、町内の避難区域の配置場所、家庭内での防災対策や災害時の心構えなど、日ごろの備えの重要性について知っていただくことを目的として「羽幌町防災のてびき」を作成しました。

町内全戸に配布されますので、ぜひ、ご家庭や地域での防災対策にお役立てください。



### ●羽幌町ホームページ

町ホームページでは、災害発生時に迅速な情報提供を行っています。また「羽幌町地域防災計画」が全文掲載されています。トップページの「行政情報と各種資料」からアクセスしてください。

<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>



### ●防災・危機管理 eカレッジ

防災・危機管理に関する情報を、インターネットで学習できるホームページ。総務省消防庁が設置しています。

<http://www.e-college.fdma.go.jp/top.html>



### ●気象庁ホームページ

トップページの一番目立つ場所に「防災気象情報」が掲載されています。災害時には迅速で正確な情報提供がされます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



## 最後に

災害は「地域全体」に被害を与えるものである以上、災害が発生した場合には町民と行政が連絡をとりあい、力を合わせて救出救助・初期消火・避難誘導・被災地内の秩序維持などの活動を行い、被害を最小限に食い止めることが最も大切です。

そのためには平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、「自らの身の安全は自らが守る」ことを基本として、地域ぐるみで自分達の命、家族、財産を守りましょう。

防災に関するお問い合わせは、総務課総務係までご連絡願います。  
☎ 0164-62-1211(内線211・212・213) / ✉ [soumu@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:soumu@town.haboro.hokkaido.jp)